

こ成母第100号  
令和5年6月12日

こども家庭庁成育局母子保健課長決定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

こども家庭庁では、公的研究費を適正に使用することの重要性に鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を別添のとおり定める。

なお、令和4年度以前に厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業等により行われたすべての研究活動については、当該研究事業に係る事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことに鑑み、厚生労働省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年3月4日一部改正）について、「厚生労働省」を「こども家庭庁」に読み替え、準用するものとする。